

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
1	R8.2.24	公募型プロポーザル審査要領について	◆メンテナンス業務実績 同種同規模とは、自治体における800台程度の実績のことか、民間企業でも問題ないかご確認をお願いします。	同種同規模の定義は、「公募型プロポーザル実施要領 3. 参加資格(1)⑧」のとおりとなります。また、民間企業の実績でも構いません。 なお、審査にあたっては、上記参加資格を最低限満たすことを前提とした上で、提案書及びプレゼンテーション審査で説明のあった実績の内容をもとに選定委員会委員が評価いたします。
2	R8.2.24	公募型プロポーザル審査要領について	◆車両管理最適化計画策定支援業務 類似の業務実績があれば、規模や自治体/民間は問わないかご確認をお願いします。	お見込みのとおりです。 なお、審査にあたっては、提案書及びプレゼンテーション審査で説明のあった実績の内容をもとに選定委員会委員が評価いたします。
3	R8.2.25	企画提案書作成要領 ⑥見積書	金額はあくまでメンテナンス料だけでいいですか？ 自賠責、重量税を含まないでよいか？	「別紙1 仕様書」を確認いただき、仕様書を満たす業務を実施する場合の年間契約見積書(消費税及び地方消費税を含む。)を様式9にて作成してください。
4	R8.2.25	企画提案書作成要領 ⑥見積書	内訳の記載は車両毎に以下の項目でよいか？ ・メンテ費用 月額 ・冬タイヤ履き替え費用	「別紙1 仕様書」を確認いただき、仕様書を満たす業務を実施する場合の年間契約見積書(消費税及び地方消費税を含む。)を様式9にて作成した上で、見積書の積算内訳書を可能な範囲の内容で作成してください。 なお、積算内訳書の必須項目は設定しませんが、例としては、月額の各車両ごとのメンテナンス業務の金額や、仕様書の大項目ごとの内訳等を想定しております。 また、プレゼンテーション審査において、内訳についての質問等がある可能性がありますことを申し添えいたします。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
5	R8.2.25	実施要領 p.2 3. (1)⑦	「和歌山県の物品、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)に基づき競争入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14.リース・レンタル」小分類「3.建物・自動車・重機等リース・レンタル」に登録されている者。」と記載されているが、いつ時点での登録が必要となるのか。申請中の事業者も対象となるのか。	企画提案書類の提出期限日であります令和8年3月11日(水)時点で登録されていることを条件といたします。 なお、同日時点で申請中の者は、単体で本プロポーザルに参加できません。
6	R8.2.25	実施要領 P2 5.プロポーザルへの参加表明(1)提出書類	ご指定書類の提出方法はメール(PDF)のみで問題ありませんでしょうか。	PDF又はWordのデータ形式により、要領記載のとおり電子メールにて提出をお願いします。
7	R8.2.25	実施要領 P2 5.プロポーザルへの参加表明(1)提出書類	ご指定書類について、コンソーシアム代表構成員の他に、その他構成員も提出が必要となりますでしょうか。	コンソーシアムとして参加する場合は、実施要領及び各様式欄外注釈に記載のとおり、以下により提出をお願いします。 様式2-1 コンソーシアムとして提出 様式2-2 構成員ごとに提出 様式2-3 コンソーシアムの場合のみ提出
8	R8.2.25	実施要領 P3 6.企画提案書類の提出(1)提出書類	ご指定書類について、コンソーシアム代表構成員の他に、その他構成員も提出が必要となりますでしょうか。	「実施要領_6.企画提案書類の提出」に記載のとおりです。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日: 令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
9	R8.2.25	実施要領 P5 8.契約_(1)契約の締結	契約書は和歌山県庁様ご指定の書式となりますでしょうか。その場合、事前にご提供いただくことは可能でしょうか。	プロポーザルによる委託候補者の決定後、県から素案を提示したうえで、委託候補者との協議により決定することとなります。なお、事前の提供はできません。
10	R8.2.25	実施要領 P5 8.契約_(2)契約保証金	和歌山県財務規則93条(3)は、顧客対象が国、または地方自治体に特定されていますが、参加資格と同様に、民間事業者との実績も契約保証金免除の対象となり得ますでしょうか。若しくは、実施要領_3.参加資格_(1)参加要件⑧を満たせば契約保証金免除となりますでしょうか。	契約保証金の免除は、あくまで和歌山県財務規則93条に則り行うものであるため、民間事業者との実績により契約保証金の免除を行うことはありません。 「実施要領_3.参加資格_(1)参加要件⑧」はあくまで本プロポーザルに参加するための要件です。
11	R8.2.25	仕様書 P3 5.業務内容_(7)整備工場の確保・指定	整備工場確保のため、契約前に整備工場に対し和歌山県庁様のお名前を開示して交渉しても問題ありませんでしょうか。	本県との契約前において、本県との契約者と誤認されるような内容での交渉はお控えください。 なお、本プロポーザルは県ホームページで公開しているものであるため、本業務の契約者となった場合を想定し、交渉時点で契約者でないことを明確にした上で行う各事業者の交渉を県が妨げるものではありません。
12	R8.2.25	仕様書 P4 5 B.公用車管理最適化計画策定支援業務_(1)①	①「甲が提供する運転日報等の情報」は、どのような形式(CSV、紙)でのご提供となりますでしょうか。 ②分析にあたって利用ごとに以下項目が必要となりますが、ご開示いただけますでしょうか？ ・利用した車両が特定できる情報 ・利用開始時間 ・利用終了時間 ・走行距離またはODOメーター値 ・車両の配置場所または所属拠点や庁舎	CSV又はPDFを想定しております。 お示しの情報は含まれております。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
13	R8.2.25	仕様書 P5 6.委託料の支払方法	請求書を送付する場合、車両毎、内容を詳細に明示した書面を添付する必要がありますでしょうか。	プロポーザルによる委託候補者の決定後、県と委託候補者の協議により決定することとなります。
14	R8.2.25	仕様書 P5 6.委託料の支払方法(2)	車両の増減車、入替のご通知はどのようなタイミングでお知らせいただけますでしょうか。	詳細につきましては、プロポーザルによる委託候補者の決定後、県と委託候補者の協議により決定することとなりますが、車両を直接管理する各所属から情報の確定があり次第通知をさせていただくことを想定しております。
15	R8.2.25	対象車両一覧_F～N列	追加予定と記載されて車両は、登録番号、車体番号、車名などの情報がありません。特に134行目は車両を予想する情報が全くありませんが、概算として算出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ご指摘にあります「別紙2対象車両一覧」No.追-2につきましては、No.127と同等程度車両を想定しております。
16	R8.2.25	対象車両一覧_I列	公用車の保管場所住所は、対象車両を実際に使用している場所という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、一部、記載住所と実際の住所地が異なる可能性がございます。その場合においても、記載の住所地から徒歩数分の近隣地にて保管されております。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
17	R8.2.25	企画提案書作成要領 P2 3.内容(1)企画提案書⑥-ウ	業務項目ごとのうち内訳(項目、工数、単価、金額等)を記載した積算内訳書について、車両毎にメンテナンス委託料の月額、総額が記載されていれば問題ありませんでしょうか。	「別紙1 仕様書」を確認いただき、仕様書を満たす業務を実施する場合の年間契約見積書(消費税及び地方消費税を含む。)を様式9にて作成した上で、見積書の積算内訳書を可能な範囲の内容で作成してください。 なお、積算内訳書の必須項目は設定しませんが、例としては、月額の各車両ごとのメンテナンス業務の金額や、仕様書の大項目ごとの内訳等を想定しております。 また、プレゼンテーション審査において、内訳についての質問等がある可能性がありますことを申し添えいたします。
18	R8.2.25	・実施要領 P1 2.委託業務概要 (3)委託期間 実施要領P5 10.スケジュール 仕様書 P1 3.業務期間	本プロポーザルの審査結果通知日が3月23日、契約締結が令和8年4月を予定しており、業務開始日が4月1日となっています。 業務開始までの準備期間が非常に短期間ですが、4月1日の業務開始は厳守でしょうか。 また、「契約締結日＝委託期間開始日」という理解でよろしいでしょうか。	契約締結につきましては、令和8年4月1日を想定しており、契約と同時に業務開始及び委託期間開始を想定しております。 なお、プロポーザルによる委託候補者の決定後、県と委託候補者との調整に時間を要し、契約締結日が令和8年4月2日以降にずれ込んだ場合は、「契約締結日＝業務開始日、委託期間開始日」となりますが、あくまで契約日は令和8年4月1日を前提に考えております。
19	R8.2.25	実施要領 P1 2.委託業務概要 (3)委託期間	委託期間が契約日から令和9年3月31日までとなっていますが、見積金額は令和8年4月1日～令和9年3月31日までの12か月間で算出すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	R8.2.25	実施要領 P5 8.契約 (1)契約の締結	「公用車メンテナンス業務委託」契約書について、弊社の様式を使用しても差し支えないでしょうか。	プロポーザルによる委託候補者の決定後、県から素案を提示したうえで、委託候補者との協議により決定することとなります。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
21	R8.2.25	企画提案書作成要領 P1 (1)企画提案書 ②③	業務実績を提示する際、「契約金額」や「業務期間」の記載は必須でしょうか。 ※発注者名(自治体名)は記載可能ですが、「金額・期間」の公開を認めていない自治体もあります。	<p>・「別紙3 企画提案書作成要領3(1)②、③」及び様式7、8で求める契約実績及び業務実績については、自治体に限らず、民間事業者等との実績でも提出可能です。</p> <p>・様式7で求める「直近5年間の公用車メンテナンス業務と同種同規模の契約実績」については、「公募型プロポーザル実施要領3. 参加資格(1)③」の要件を確認するとともに、事業者選定委員会での審査のために使用しますので、「金額・期間」は必須で記載してください。</p> <p>・様式8で求める「直近5年間の公用車管理最適化計画策定支援業務と類似の業務実績」については、本プロポーザルの参加資格を確認するためのものではありませんが、事業者選定委員会での審査のために使用しますので、「金額・期間」は必須で記載してください。</p>
22	R8.2.25	企画提案書作成要領 P1 (1)企画提案書 ②③	業務実績の証拠書類(他自治体との契約書等)について、「金額・期間」の部分をマスキングして提出してもよろしいでしょうか。	
23	R8.2.25	企画提案書作成要領 P1 2.規格	企画提案書のページ数に制限はありますか。また、提出書類は両面印刷で提出しても問題ありませんか。	ページ数に制限はありませんが、分かりやすい企画提案書の作成に努めていただくようお願いします。 両面印刷については問題ありません。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
24	R8.2.25	企画提案書作成要領 P1 3.内容 (1)企画提案書 ⑤企画提案	企画提案書の作成にあたり、提案者を特定できる「社名」や「商品・サービス名」等を記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
25	R8.2.25	・企画提案書作成要領 P1 P2 ・3.内容 (1)企画提案書 ⑥概算見積書	提出する概算見積もりは、「A.公用車メンテナンス業務」と「B.公用車管理最適化計画策定支援業務」それぞれの費用を提示し、その合計が「委託上限金額」と認識してよろしいでしょうか。	「別紙1 仕様書」を確認いただき、仕様書を満たす業務を実施する場合の年間契約見積書(消費税及び地方消費税を含む。)を様式9にて作成した上で、見積書の積算内訳書を可能な範囲の内容で作成してください。 なお、積算内訳書の必須項目は設定しませんが、例としては、月額各車両ごとのメンテナンス業務の金額や、仕様書の大項目ごとの内訳等を想定しております。 また、プレゼンテーション審査において、内訳についての質問等がある可能性がありますことを申し添えいたします。
26	R8.2.25	仕様書 P1 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務 (1)の④	一般修理範囲に含まれる「パンク修理」は、例えば道路縁石に接触してタイヤがバーストした場合、事故扱いになると考えていますが、この認識で問題ありませんか。	道路縁石に接触したことが原因であることが明らかである場合については、お見込みのとおりです。
27	R8.2.25	仕様書 P1 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務 (1)の⑥⑦	消防車や救急車等の特殊用途車両は使用特性から考えて、他の一般車両の交換基準を変えた方がよいと思われそうですが、今回は他の車両と交換基準を合わせても構いませんか。	「別紙1 仕様書5. 業務内容A.公用車メンテナンス業務(1)⑥⑦」に記載のとおり「各メーカーの推奨基準及び安全運行に支障をきたさないよう交換すること」を求めるものであり、特殊用途車両の使用特性を踏まえた交換を求めます。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
28	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務 (1)の⑦	タイヤ交換時、車両またはタイヤを整備工場まで持ち込んでいただくことは可能でしょうか。 それとも、各所に引き取りに伺う必要がありますか。	「別紙1 仕様書5. 業務内容A.公用車メンテナンス業務(4)車両の受け渡し」と同内容を求めます。
29	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務 (1)の⑦	冬タイヤのホイールは、現在使用中のものを引き続き使用して差し支えありませんか。 その場合、「ホイールなし」契約になります。	冬タイヤホイールは、現在使用中のものを引き続き使用することを想定しております。
30	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務 (1)の⑦	大型車両(レンジャーやフォワード等)についてもパンク修理や夏・冬タイヤ交換は必須でしょうか。 (NO763/和歌山800は710については冬タイヤ交換と記載あり) 大型車両のみパンク修理・夏・冬タイヤ交換の対象外とすることは可能でしょうか。	あらかじめ対象外とすることは想定しておりません。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
31	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナ ンス業務 (3)代車の提供	代車の提供について、以下の場合は契約対象外と 考えておりますが、問題ありませんか。 ・大型車、ダンプ等の特殊車両の場合(希少車種 のため、代車提供の確約ができません)	・あらかじめ対象外とすることは想定しておりません。 ・整備車両と同等の代車を求めるものではありません。
32	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナ ンス業務 (3)代車の提供	代車提供時に車種、仕様、年式、積載量、車体色、 区分などが同じ車両を手配できない場合があります が、問題ありませんか。 例：・EV車両の代車にEV以外を手配する場合 ・夏季の4WD車両の代車に2WDを手配する場合 ・排気量2,000cc超の乗用車 ・積載量2トン超トラック	・「別紙1 仕様書5. A. 公用車メンテナンス業務(3)代車の提供」につきま しては、想定されないイレギュラーな状況においてやむを得ず代車を求め るものであり、代車の提供を求めるケースは実際にはほとんどないことを 想定しております。 <u>このため、見積書の作成に当たっては、代車の提供に係る費用は計上 せずに提出をお願いします。</u>
33	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナ ンス業務 (3)代車の提供	代車の提供について、スケジュール点検時は通常 代車提供を行っておりません。やはりスケジュール 点検時の代車は必要でしょうか？	・なお、上記の理由により、プロポーザル時点においては仕様書の変更を 行いませんが、プロポーザルによる委託候補者の決定後、委託候補者との 協議により、必要に応じて詳細を微修正することといたします。
34	R8.2.25	仕様書 P2 5.業務内容 A.公用車メンテナ ンス業務 (4)車両の受け渡し	「車両の引き取り及び納車」に関して、現在は点検や 修理時には整備工場に納車・引き取りをしていただい ているのでしょうか。	現行も「別紙1 仕様書5. A. 公用車メンテナンス業務(4)車両の受け渡 し」のとおり、原則、使用本拠地での車両受け渡しを行っており、本業務で は仕様書のと通りの水準を求めます。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日：令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
35	R8.2.25	仕様書 P2 A.公用車メンテナンス業務 (7)整備工場の確保・指定	整備工場を設定する際に、交渉の際に整備工場に事前案内などご協力いただくことは可能でしょうか。	「別紙1 仕様書5. A. 公用車メンテナンス業務(7)整備工場の確保・指定」に記載しておりますとおり、整備工場の確保・指定は、あくまで受託者に求めるものであり、基本的に本県から協力依頼を行うことは想定しておりません。
36	R8.2.25	仕様書 5.業務内容 A.公用車メンテナンス業務	万一、貴県において、メンテナンス費用の立て替えを余儀なくされた事態が発生した場合は、立て替え払いは可能でしょうか？ また、立て替え分は弊社宛に請求いただくことは可能でしょうか。	県が費用の立替払いを行うことは想定しておりません。
37	R8.2.25	仕様書 P4 5.業務内容 B.公用車管理最適化計画策定支援業務 (1)の②	業務遂行に際し、別アプリや装置導入に別途費用が発生するが問題はありませんか。	「別紙1 仕様書」において求める業務に必要な費用をすべて含めた上で、「様式9 見積書」及び内訳書を作成し、提出してください。 なお、アプリや装置導入の内容が不明のため、実際の導入可否については、プロポーザルによる委託候補者の決定後、県と委託候補者の協議により決定することとなります。
38	R8.2.25	仕様書 P4 5.業務内容 B.公用車管理最適化計画策定支援業務 (2)の②	本事業は契約期間が1年と想定していますが、「B. 公用車管理最適化計画策定支援業務」を考慮すると、「概ね20年」は随意契約となる理解でよろしいでしょうか。	短期(概ね5年)・中期(概ね10年)・長期(概ね20年)の各フェーズ別に行う意図としては、例えば ・「短期(概ね5年)で全ての車両を段階的にリース化した場合」と、「中期(概ね10年)で全ての車両を段階的にリース化した場合」の20年後のコスト推移や毎年度予算の平準化状況、事務量の差異を検証するなど、様々な観点と時間軸で多角的に検証し、県として最も優れた公用車の管理方法を選択するために設定する期間であります。 そのため、特定の契約方法を前提とするものではありません。

和歌山県公用車メンテナンス及び管理最適化計画策定支援業務に係る質問に対する回答

和歌山県総務部総務管理局 管財課

回答日: 令和8年2月27日(金)

No.	質問日	質問項目	質問	回答
39	R8.2.25	様式2-3 コンソーシアム構成員表 様式3 応募申請書	今回の企画提案では、当社の100%子会社が提供するサービスの活用を検討しています。 この場合でも「コンソーシアム参加」としての扱いとなり、関連書類の提出は必要でしょうか。 なお、当社と当該子会社は担当部署・担当者が同一(兼務)であり、子会社も和歌山県の入札参加資格を有しております。	コンソーシアムとしての参加が必要となります。
40	R8.2.25	対象車一覧 No.155 登録番号:和歌山100す 7055	車台番号:2DG-XZU675Tとなっておりますが、車両型式と想定されます。 車台番号を教えてください。	以下のとおり訂正させていただきます 誤→「2DG-XZU675T」 正→「XZU675-0019054」
41	R8.2.25	対象車一覧 No.319 登録番号:和歌山580ま 7001	車台番号:MK34S-416349となっておりますが、間違いございませんでしょうか。	以下のとおり訂正させていただきます 誤→「MK34S-416349」 正→「MH34S-416349」